一五・一五		その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一五・一一		亜麻仁油及びその分別物	
一五一五・一九	CC	粗油	
一五一五・一九	CC	その他のもの	
一五一五・二一		とうもろこし油及びその分別物	
一五一五・二二	CC	粗油	
一五一五・二九	CC	その他のもの	
一五一五・三〇	CTSH	ひまし油及びその分別物	
一五一五・五〇	CC	ごま油及びその分別物	
一五一五・九〇	CTSH（桐油及びその分別物に限る。） CC（桐油及びその分別物を除く。）	その他のもの	
一五・一六	CTH	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	
一五・一七	CTH	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	
一五・一八	CTH	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一五・二〇	CTH	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	
一五・二一	CTH	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないかを問わない。）	
一五・二二	CTH	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	
第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）			
第一六類			
一六・〇一	一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六・〇二		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	

一六〇一・一〇		均質調製品	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇一・二〇		動物の肝臓のもの	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇一・三一		第〇一・〇五項の家きんのもの	
一六〇一・三二		七面鳥のもの	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇一・三三		鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇一・三九		その他のもの	CC
一六〇一・四一		豚のもの	
一六〇一・四二		もも肉及びこれを分割したもの	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇一・四九		肩肉及びこれを分割したもの	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・五〇		その他のもの（混合物を含む。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・九〇		牛のもの	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇三・〇〇		その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	CC
一六・〇四		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	CC
		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
		魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
一六〇四・一一		さけ	CC（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一二		にしん	CC（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一三		いわし	CC（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一四		まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	CC（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一五		さば	CC（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一六		かたくちいわし	CC（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一九		その他のもの	CC（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・二〇		その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	CC（第三類からの変更を除く。）